

令和8（2026）年度

伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

（1）事業名

令和8（2026）年度伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業

（2）目的

複合的な理由により、直ちに求職活動を行うことが困難な生活困窮者又は生活保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善から就労のための基礎的能力の形成まで、計画的かつ一貫して支援を実施することによる、就労可能性の向上と自立の促進を目的とする。

（3）業務内容

本市及び協力事業者と連携の上、一般就労に向けた準備支援として日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援、就労体験実施及び就労体験先となる協力事業所の開拓等を実施する。

（4）契約期間

令和8（2026）年4月1日～令和9（2027）年3月31日

ただし、令和8（2026）年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約を締結しないものとする。

また、契約締結の際、契約保証金として伊丹市契約に関する規則（平成3年規則第37号）第24条第1項に基づき当該契約金額の100分の10以上を納付するものとし、具体的な金額は別途協議するものとする。なお、選考の結果、契約相手方が同規則第25条（契約保証金納付の免除規定）のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（5）提案金額等

令和7年度予算額22,510,000円を目安として見積書を提出すること。

ただし、うち14,494,000円については就労体験先となる協力事業所への謝礼金（単価契約）であり、本見積書においては固定金額とする。

また、謝礼金を除く部分については消費税及び地方消費税を含むものとする。

なお、提案金額（謝礼金を除く部分）が2月中旬頃に上程される令和8年度当初予算要求額を超過している場合は、契約候補者と協議することとする。

また、本事業に係る令和8年度当初予算の減額等があり、契約候補者が対応できなかつた際には契約締結しない場合があるので、留意すること。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式による審査・選定

2. スケジュール

| | | |
|---------------|--|----------|
| ・公募及び申込期間 | 令和 7 年 12 月 5 日（金）～ 令和 7 年 12 月 19 日（金） | 午後 5 時必着 |
| ・参加資格通知 | 令和 7 年 12 月 26 日（金） | 午後 1 時 |
| ・質問受付〆切 | 令和 8 年 1 月 9 日（金） | 午後 5 時必着 |
| ・質問回答日（回答公表日） | 令和 8 年 1 月 16 日（金） | 午後 1 時 |
| ・提案書等受付〆切 | 令和 8 年 1 月 30 日（金） | 午後 5 時必着 |
| ・審査（ヒアリング等） | 令和 8 年 2 月 16 日～20 日頃の内 1 日を予定 | |
| ・結果通知 | 令和 8 年 2 月 27 日（金） | |
| ・契約締結及び事業開始 | 令和 8 年 4 月 1 日（水） | |

3. 参加資格要件及び参加手続き等

(1) 参加資格

本事業の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をいずれも満たす者とする。

- ① 伊丹市入札参加制限基準に基づく入札参加制限措置又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 国税及び地方税を完納していること。
- ⑤ 宗教の布教や祭祀、又は信者を強化育成する目的のない者であること。
- ⑥ 政治上の主義を推進・指示、又はこれに反することを目的としない者であること。
- ⑦ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対する目的のない者であること。
- ⑧ 暴力団（伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年伊丹市条例第 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当しない者であること。
- ⑨ 伊丹市内に居住する支援対象者が、安定的かつ継続的に支援を受けることができる場所に支援拠点を構えているか、その予定であること。
- ⑩ 本市又は他市において、過去に生活困窮者若しくは生活保護者の職場体験実習、社会体験の場の提供等に関する業務実績があり、官公庁等から受託実績があること。
- ⑪ 契約期間中、本事業を円滑かつ安定して実施できる信用力及び企画力を備える者

であること。

(2) 公募要項の承諾

本事業の公募型プロポーザルに参加する者は、参加申込書又は指定した必要書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 失格事項

上記参加者が、次の事項に該当した場合には、失格とする。

- ① 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限、作成形式等、本要領に定める手続きを遵守しない場合。
- ② 提出された必要書類等に虚偽の記載をした場合。
- ③ 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正する等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ プロポーザルの手続きの過程で、前記3(1)①又は②の規定に抵触することが明らかとなった場合。
- ⑤ 正当な理由なく審査（ヒアリング等）に出席しなかった場合。
- ⑥ 後記4に基づき審査した結果、得点が最低基準の300点に満たなかった場合。

(4) 参加手続き

本事業の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込み及び企画提案等を行うものとする。

① 参加申込みに必要な書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 団体若しくは会社の概要（任意書式）
- ウ 前年度決算書

② 提案書

次の事項について任意書式にて企画・提案内容を記載又は資料を添付するものとする。なお、記載内容については、下記項目に加え、後記4(3)の選定基準を反映した内容とすること。

- ア 本事業に関する実績があればその実績及びそれを証する契約書等の写し等
- イ 就労準備支援事業所事務所並びに支援拠点（予定含む）の設置場所及び本市庁舎との位置関係が分かる地図等
- ウ 就労準備支援担当者の配置体制・資格及びそれを証する書類の写し等
- エ 支援内容（セミナーのカリキュラムや個別指導）及び実施スケジュール
- オ 保有するボランティア・就労体験受入（予定）先及びその内容
- カ ボランティア・就労体験受入先の開拓手法及び体制（企業等への啓発活動含む。）
- キ ボランティア・就労体験の業務計画（支援スケジュール）及び実施体制
- ク 各支援を組み合わせた就労準備支援の支援例

③ 見積書

- ア 見積金額は就労体験先への謝礼金 14,494,000円（令和7年度予算額）を含むものとする。
- イ 見積書記載の宛名は「伊丹市長」とし、団体（社）名及び代表者の職名・氏名を記載すること。見積書の作成にあたっては、別添の見積見本を参照し行うものとする。（付属の見積書テンプレートを使用しても可。）

（5）質疑応答

① 質疑の提出

質疑を提出できるものは、前記3(1)の参加資格要件を満たすものとし、質問票（様式2）を用い、簡潔に記入するものとする。

② 回答について

質疑内容の回答は、令和8(2026)年1月16日(金)にHPにて当該内容を公表するものとする。

（6）書類等の提出期限・提出場所等

① 参加申込書、団体の概要及び前年度決算書 ((4) ①アイウ) の提出期限

令和7(2025)年12月19日(金) 午後5時必着

② 質問票 ((5) ①) の提出期限

令和8(2026)年1月9日(金) 午後5時必着

③ 提案書及び見積書 ((4) ②及び③) の提出期限

令和8(2026)年1月30日(金) 午後5時必着

④ 提出場所

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所健康福祉部生活支援室生活支援課（伊丹市役所2階）

電話：072（780）8605 FAX：072（784）8135

メールアドレス：seikatsushien@city.itami.lg.jp (@は半角)

（7）提出等に係る留意事項

① (4) ①～③に記載のある必要書類の提出については、電子メールで提出すること。 電子ファイル形式は元データ形式をPDFとし、件名は「プロポーザル①参加申込書等／②③提案書及び見積書の提出（伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業）」とすること。

なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

※「②提案書」については、電子データの他、必要部数7部を郵送または持参するものとする。

② 上記書類については、企画提案書は原本1部と複写6部の計7部、それ以外の書類は原本1部を用意すること。

③ 質疑については、質問票（様式2）によるものとし、(6) ④に記載のメールアドレ

スへの電子メール送信に限るものとする。

提出する電子ファイル形式は元データ及び PDF の両方とし、件名は「プロポーザルに関する質問（伊丹市生活困窮者・生活保護者就労準備支援事業）」とすること。
なお、提出後に必ず電話にて電子メールの着信確認を行うこと。

- ④ 提出済みの書類に変更等が生じた場合は、提出期限内に提出場所である伊丹市生活支援課まで再提出すること。なお、提出期限経過後の訂正又は追加資料の提出は、本市が求めたものでない限り認められないものとする。
- ⑤ 提出済みの書類については、いかなる場合においても返却しないものとし、審査以外の用途には提出団体に無断で使用しないものとする。
- ⑥ 書類作成、申込み、その後の説明に係る費用は、参加者の負担とする。

（8）参加辞退について

当該書類を提出後、諸事情で辞退をする場合は、理由を添えて辞退届（様式 3）を提出すること。

4. 審 査

（1）プレゼンテーション及びヒアリング日程等

提出された書類とともにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ① 日 程 令和 8(2026)年 2月 16～20 日頃の内 1日を予定
- ② 場 所 伊丹市役所内会議室（予定）
- ③ 時 間 10：00～17：00（予定）
(注) 開始時間については、応募団体ごとに別途時間指定を行う
- ④ 持ち時間等 1 団体 40 分程度
(企画提案等の説明 20 分、質疑応答 20 分程度)

（2）選定方法

提出された書類の内容及び上記プレゼンテーション並びにヒアリング時の内容に基づいて審査会にて審査を行い選定する。

審査点が最も高かった者を受託候補者とする。審査点が同点の場合は、価格点の高い者を上位とする。

（3）選定基準

審査会は 6 名より構成され、以下の選定基準による総合的な視点から判断し、加点方式にて採点する。

- ・運営体制 40 点／100 点
- ・実施方法 25 点／100 点
- ・業務実績 10 点／100 点
- ・価格 25 点／100 点

計 100 点満点（審査員 1 名につき）

各評価項目は、運営体制（4項目）、実施方法（5項目）、実績（1項目）、価格（1項目）の合計11項目とする。なお、最低基準点を300点とし、これを満たさなかった場合は、失格とする。また、審査会に候補者として選定された場合でも、直ちに契約の相手方とならず、企画提案の内容について交渉を行う場合があるものとする。

（4）審査結果の通知

審査結果は、メール及び郵送により参加者全員に通知するものとする。

5. 契約の締結

4の選定方法により選定された団体と契約締結の交渉を行うものとし、その際には改めて見積書の提出を要するものとする。また、本事業の就労体験先となる協力事業所への謝礼金部分については単価契約として締結するものとする。なお、交渉が不調の時は、4の評価により順位づけた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

以 上